

～教えて！民法等改正にともなう養育費Q&A～

Q.

民法等改正で「養育費のルールも変わる」と聞いたけれど…

令和6年5月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後子どもの利益を守るため親の責務を明確化するとともに親権、養育費、親子交流などのルールを見直しています。令和8年5月までに施行されます。

Q.

法定養育費がもらえるなら養育費の取決めをしなくてもよいの？

法定養育費はあくまでも養育費の取決めをするまでの暫定的・補完的なものです。子どもの健やかな成長のためにも各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めをしましょう。

Q.

民法等改正の最新情報はどこを見ればよいの？



法務省HP
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

法務省ホームページをご確認ください。



養育費のことで困ったらご相談ください！

練馬区

ひとり親家庭 法律相談

(練馬区役所本庁舎10階)

ひとり親家庭等の離婚前後に関することや養育費について、弁護士が対面・オンライン・電話で相談に応じます。

平日 月4回 / 土曜 年4回 <予約制>
1人2回まで

【予約方法】
練馬区ひとり親家庭支援ナビ
からお申し込みください。



<https://nerima-hitorioya.jp/>

【問合せ】
☎ 03-5984-1319 月～金／8:30～17:15

※練馬区では、ひとり親家庭の生活全般に関わる相談に専門相談員が応じる総合相談（平日/土曜・夜間は予約制）や、ファイナンシャルプランナーによる家計相談（平日月3回）も行っています。

東京都

ひとり親家庭支援センター はあと

(千代田区飯田橋3-4-6新都心ビル7階)

ひとり親家庭等の養育費の取決め、受取額の決定や変更、支払の延滞問題などについて、相談に応じます。

<予約制> 日程はHPをご覧ください。



【問合せ】
<http://www.haato.or.jp/>

☎ 03-6272-8720 (年末年始を除く通年)

火～金／9:00～20:30
月・土・日・祝／9:00～17:30

こども家庭庁

養育費等相談支援センター

養育費・親子交流について、電話やメールで相談に応じます。

【電話相談】

☎ 03-3980-4108

(携帯・PHS)

月・火・木・金／10:00～20:00

水／12:00～22:00

土・祝／10:00～18:00

※振替休日はお休み



養育費等相談支援センター
<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

日本司法支援センター

法テラス

法的トラブル解決の総合案内を行っています。

【問合せ】

☎ 0570-078374

月～金／9:00～21:00

土／9:00～17:00

日本司法支援センター 法テラス
<http://www.houterasu.or.jp/>



取り決めましたか？

養育費のこと

離婚するとき

話し合う時間が

なくて…

養育費を

取り決めたいけど

相手と話したくない

相手も生活に

余裕がないし…



養育費は、子どもが経済的・社会的に自立するまでの

生活や教育などに必要な費用です。

子どもの成長を支えていくため、親の責任（義務）として

養育費を取り決めましょう。

子どもの学費ってどれくらいかかるの？

小学校

(公立)6年間

約 202万円

中学校

(公立)3年間

約 163万円

高校

(公立)3年間

約 179万円

大学

4年間

国立大学
(文系・理系) 約 243万円

私立大学(文系)約 411万円

私立大学(理系)約 542万円

養育費の取り決め方法

まずは話し合しましょう！

養育費について取り決めをする場合は、支払いがスムーズに行われるよう、口約束ではなく、書面に残しておきましょう。書面の様式は自由ですが、一般的な項目を記載した「こどもの養育に関する合意書」のひな型が法務省のホームページに掲載されています（右ページは記入例）。令和6年5月の民法等改正を受け、今後は父母間で作成され一定の要件を含む養育費の合意文書に基づいて、差押えの手続の申立てが可能となる見込ですが、施行までは以下の手続きを推奨します。

✕ 当事者だけでまとまらないなら…

ADR（裁判外紛争解決手続き）

●弁護士会またはADR事業者の利用

ADR（裁判外紛争解決手続き）とは、裁判ではなく、弁護士会または法務省の認証を受けたADR事業者が双方の言い分を聞きながら、専門家としての知見を活かし、話し合いによって合意を図る手続です。裁判所の手続きに比べ、短期間での合意が見込まれます。料金は事業者ごとに異なります。執行合意を含む和解をしておけばその和解合意にしたがって執行をすることができます。ADR事業者は法務省のホームページ「かいけつサポート」をご覧ください。

かいけつサポート
<https://www.adr.go.jp/>



家庭裁判所

●調停・審判

調停委員会が両者の仲介をして話し合いをまとめ、書面にします。調停がまとまらない場合は、審判に移行し、裁判所が相当と認める養育費について決定します。養育費が不払いの場合は、履行勧告や強制執行ができます。

●裁判

離婚を求める訴訟の中で、離婚と同時に養育費についても判決で決めてもらうことができます。養育費が不払いの場合は、履行勧告や強制執行ができます。

合意
できな
ければ

○ 合意できたら…

強制執行認諾条項つきの 公正証書を作成しましょう！

公正証書とは、国の機関である公証人が作成する公文書です。取り決める両者が公証役場へ行き、合意した内容を書面にします。どこの公証役場でも作成できます。強制執行認諾条項があれば、養育費が不払いの場合に強制執行ができます。

合意

〔練馬公証役場〕 練馬区豊玉北5-17-12 練馬駅前ビル3階
☎ 03-3991-4871
月～金／9:00～17:00
(土・日曜、祝休日、年末年始を除く)
<https://www.kosyonin.jp/nerima/>



助成
します！

強制執行認諾条項つきの公正証書や調停・裁判、ADRの費用を助成しています。

練馬区では、養育費の取り決めに関する公正証書の作成や、調停・裁判の申立、ADR利用にかかる費用を助成しています。

対象費用

〔公正証書の場合〕 公証人手数料
〔調停・裁判の場合〕 家庭裁判所の調停・裁判申立に必要な収入印紙代、戸籍謄本等取得代、連絡用切手代
〔ADR利用の場合〕 ADRに要した費用

※審査があります。申請方法等、詳しくは練馬区ホームページをご覧ください。

公正証書等 https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/hitorioya/torikime_hiyou.html

ADR <https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/hitorioya/ADR.html>

〔練馬区生活福祉課ひとり親家庭支援係〕 ☎03-5984-1319（月～金／8:30～17:15）



公正証書等



ADR

記入例

こどもの養育に関する合意書（記入例）

作成日 2024 年 1 月 31 日

父	母
ふりがな ほうむ たろう	ふりがな ほうむ はなこ
氏 名 法務 太郎	氏 名 法務 花子
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市□□町●-▲-■ 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市■□町▲-■-● 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 メール 〇〇〇〇@〇〇.ne.jp
勤務先 名称 〇〇〇株式会社 所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市●●町▲-■-●	勤務先 名称 □□□株式会社 所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県■□市□□町●-▲-■

子ども	1	2	3	4
ふりがな ほうむ まもる	ふりがな ほうむ あゆみ	ふりがな	ふりがな	ふりがな
氏 名 法務 まもる	氏 名 法務 あゆみ	氏 名	氏 名	氏 名
2014年 5月 1日生	2016年 8月 1日生			
親権者 父・母	親権者 父・母			
年 月 日生	年 月 日生			
親権者 父・母	親権者 父・母			

養育費	支払期間	金額	支払時期
子1	□ 年 月 日まで 2024年2月1日から□子1が22歳に達した後の3月まで □ 年 月 日まで	☒ 1か月当たり 〇万円ずつ □ 年/月分 円 □ 円	☒ 毎月 25日 □ 年 月 日 □ 円
子2	□ 年 月 日まで 2024年2月1日から□子2が22歳に達した後の3月まで □ 年 月 日まで	☒ 1か月当たり 〇万円ずつ □ 年/月分 円 □ 円	☒ 毎月 25日 □ 年 月 日 □ 円
子3	□ 年 月 日まで □ 年 月 日から□ 歳に達した後の3月まで □ 年 月 日まで	□ 1か月当たり 円ずつ □ 年/月分 円 □ 円	□ 毎月 日 □ 年 月 日 □ 円
子4	□ 年 月 日まで □ 年 月 日から□ 歳に達した後の3月まで □ 年 月 日まで	□ 1か月当たり 円ずつ □ 年/月分 円 □ 円	□ 毎月 日 □ 年 月 日 □ 円
振込先 (子1及び子2の養育費の振込先)	金融機関 〇〇銀行 △△支店 口座の種類 普通・当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 口座の名義 ほうむハナコ	その他	子1及び子2が高校・専門学校、大学等に進学した場合の費用等の負担については、別途協議する。

親子交流	親子交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1	☒ 宿泊なし (□〇か月に□回程度、□) ☒ 宿泊あり (□ に 回程度、 ☒ 夏休みに〇泊程度) □ (□ に 回程度、□)	□ () の自宅近く □ 双方の自宅の中間地点 □ その都度協議 ☒ (公園入口)	☒ SNS (〇〇〇) □ メール□手紙 □ 電話 □ ()
子2	☒ 宿泊なし (□〇か月に□回程度、□) ☒ 宿泊あり (□ に 回程度、 ☒ 夏休みに〇泊程度) □ (□ に 回程度、□)	□ () の自宅近く □ 双方の自宅の中間地点 □ その都度協議 ☒ (公園入口)	☒ SNS (〇〇〇) □ メール□手紙 □ 電話 □ ()
子3	□ 宿泊なし (□ に 回程度、□) □ 宿泊あり (□ に 回程度、□) □ (□ に 回程度、□)	□ () の自宅近く □ 双方の自宅の中間地点 □ その都度協議 □ ()	□ SNS () □ メール□手紙 □ 電話 □ ()
子4	□ 宿泊なし (□ に 回程度、□) □ 宿泊あり (□ に 回程度、□) □ (□ に 回程度、□)	□ () の自宅近く □ 双方の自宅の中間地点 □ その都度協議 □ ()	□ SNS () □ メール□手紙 □ 電話 □ ()
その他 (連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)	●〇時に〇〇公園入口で受け渡し。〇時から〇時まで。詳細については〇〇〇で協議する。 ●宿泊を伴う面会中の滞在場所は、事前に知らせる。 ●遠方への転勤・転居など事情が変わった場合は、再度協議する。		

○この合意書のひな形は、法務省のホームページからダウンロードできます。



法務省HP